

第114回東海市長会通常総会

決 議

平成24年5月22日

東 海 市 長 会

決議第1号

地震・津波等の対策強化に関する決議

去る3月31日内閣府の有識者会議が公表した「南海トラフ」における連動地震の推計では、これまでの推計を大幅に上回る地震、津波の規模が予想されている。

特に、この東海地方は、震度7を超える強い揺れと20m級の大津波が起こる恐れがある基礎自治体が数多くあり、さらに、地震発生から2～3分後には津波の到達が予想されることから、未曾有の大災害の発生が強く危惧される場所である。

昨年3月の東日本大震災及び9月の台風12号、15号では多くの死者・行方不明者を出すなど甚大な被害を受けており、地震・津波に加え大型化する台風や頻発する集中豪雨への対策も強く求められている。

現在、各都市自治体では、先の東日本大震災を教訓として、東海・東南海・南海地震を想定した様々な防災・減災対策の充実、強化を図っているところであるが、今回の想定をはるかに超える地震・津波予想に対応するためには、より一層の対策の充実、強化が急務である。

よって、国におかれては、国民の生命と財産を守る使命を自覚し、下記事項について、既存の法や制度等にとらわれることなく、迅速かつ万全の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 今回の推計に対応した堤防や避難施設の整備等のハード面の対策、避難教育など様々なソフト面の対策、地震発生後の早急な復旧・復興対策など、多角的かつ総合的な対策を講じるため、従来の地震防災対策特別措置法を統合し財政措置も含めた「南海トラフ地震対策特別措置法（仮称）」を制定し、併せて各種防災計画を早急に見直すこと。
2. 見直しを行った防災計画に基づく各種の対策について、早期に実行するとともに、都市自治体を実施する各種防災対策に対する財源措置を強化し、地域の実情を考慮した柔軟な運用について配慮すること。
3. 南海トラフ周辺の海底地質や海岸、河川堤防、深層崩壊等の危険箇所を調査し、最新の調査結果と科学的知見に基づき被害推計の見直しを進め、最新の被害推計を迅速に各種防災計画等に反映させること。
4. 過去の災害の教訓を活かし、国が迅速な災害対策及び災害発生後の支援体制を構築できるよう、省庁の壁を越えた体制を早期に確立すること。

以上決議する。

平成24年5月22日

東海市長会

決議第2号

国民健康保険制度に関する決議

国は、国民皆保険制度の堅持のため、医療保険制度の一本化に向け、十分な財源を確保するとともに、都道府県を運営主体とした市町村国民健康保険の広域化について、都市自治体との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合等を行う必要がある。

特に、現行国保制度は、構造的に財政基盤が極めて脆弱であるうえ、高齢化の急速な進展に伴う医療費増加の影響や、低所得者の加入割合の高さなどから危機的状态となっており、保険者である都市自治体及び被保険者の負担が過重なものとなっている。

よって、国におかれては、下記の事項について早急に万全の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 都道府県単位への広域化について、早期かつ確実に実現するため、当該施行時期の明示及び制度化に向け適切かつ十分な財政措置を講じること。
2. 都道府県単位への広域化に移行するまでの間、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図ること。
3. 給付費等の都道府県調整交付金増額に伴う市町村国保への国の定率負担の引下げについて、見直しを行うこと。

以上決議する。

平成24年5月22日

東海市長会

決議第3号

社会基盤の早期整備促進に関する決議

高度経済成長の時代を経て、今日まで我が国に整備蓄積されてきた鉄道や道路などの社会資本の役割は、安全で快適な社会基盤を築き、「人」や「もの」を移動させ、消費の拡大を促してきた。

さらに、東日本大震災において、太平洋側海岸地域に津波による多大な被害をもたらされた際には、被害を免れた内陸部を走る緊急輸送手段としての鉄道と道路の必要性と重要性が改めて見直された。

そうした中、大規模地震などの自然災害から、国民生活及び国家経済を守り、陸の孤島化を防ぐためには、「人」や「もの」の円滑な流れを、維持・強化することが最優先されるべきである。

よって、国におかれては、下記事項について早急に対策を講じられるよう強く要望する。

記

1. 国民生活及び国家経済に極めて重要である社会基盤の早期かつ計画的な整備を促進すること。
2. 広域的ネットワークの構築と将来危惧される自然災害などを十分考慮し、災害に強く、いち早く人命を守り、救助などに適応できる整備を促進すること。
3. 三大都市圏を結び高速かつ安定的な旅客輸送を維持・強化し、かつ沿線の地域振興に寄与するリニア新幹線や新東名・新名神高速道路などの高規格幹線道路の災害時等における安全面を重視した整備を促進すること。
4. 新幹線駅や高規格幹線道路のインターチェンジへのアクセス等を考慮した周辺整備を促進し、実施する都市自治体に対し、財政・制度的な支援をすること。

以上決議する。

平成24年5月22日

東海市長会

決議第4号

地域自主戦略交付金に関する決議

国は、地域自主戦略交付金制度について、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けのさらなる見直し等とともに地域主権改革の一環として、投資的補助金を対象に平成23年度から都道府県に、平成24年度から政令市にそれぞれ導入し、平成25年度以降に政令市を除く都市自治体への導入を検討している。

しかしながら、現在の地域自主戦略交付金制度は配分方法など多くの課題もあるため、政令市を除く都市自治体への導入に当たっては、課題を克服し、地域主権改革を担うにふさわしい制度とする必要がある。

また、今後さらに地域主権改革を進めるためには、都市自治体の役割に応じた適正な税源配分の実現が必要不可欠である。

よって、国におかれては、政令市を除く都市自治体への地域自主戦略交付金制度の導入の検討にあたり、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 国と地方の協議の場で十分議論し、地方の意向を反映させた制度とすること。
2. 地域自主戦略交付金に移行する補助金等の予算総額は、地域自主戦略交付金への移行後も確保すること。
3. 継続事業に十分配慮するとともに、特に年度間で投資的事業の額が大幅に増減する都市自治体の予算に柔軟に対応できる制度とすること。
4. 配分基準については、各都市自治体の都市基盤の整備状況、過疎等の条件不利地域など、それぞれの都市自治体の実情を十分踏まえて決定すること。
5. 地域自主戦略交付金事業に関連して実施する、投資的事業以外の様々な要素事業も幅広く交付金の対象とし、都市自治体の創意工夫がまちづくりに活かされる制度とすること。
6. 都市自治体の予算編成開始までに具体的な制度内容を明らかにするとともに、申請、変更等の事務手続きは簡素なものとする。
7. 地域自主戦略交付金は過渡的な制度であることを明確にし、都市自治体の役割に応じた適正な税源配分及び地方交付税の財源調整機能の充実強化を実現すること。

以上決議する。

平成24年5月22日

東海市長会